

組合たより

第32号

育林

令和2年度

JForest

南木曾町森林組合

〒399-5301

木曾郡南木曾町読書3222番地1

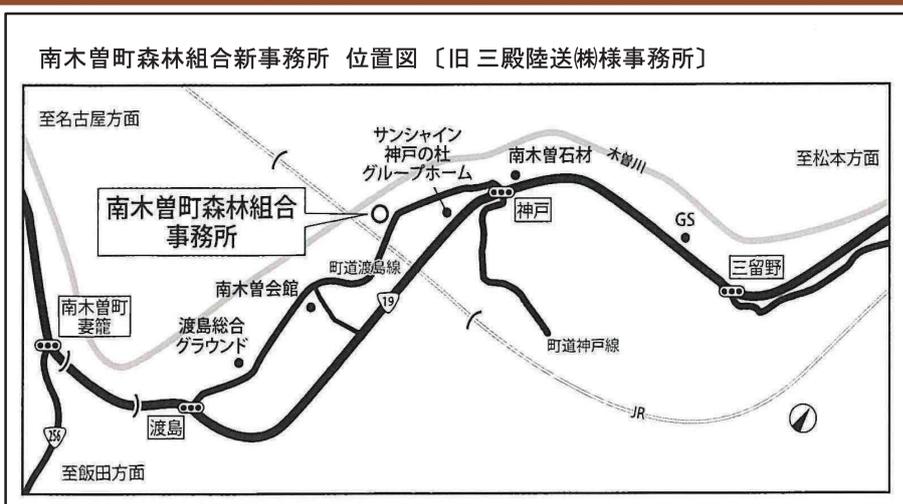
TEL:0264-57-2383 FAX:0264-57-2509

E-mail:nan.mori@kis.janis.or.jp



前回の育林（第31号）でお知らせした通り、昨年10月30日に元三殿陸送様事務所跡の土地と建物を取得しました。令和2年3月に引っ越しも無事に終了しました。

土地	南木曾町読書3222番地1 雑種地	1316㎡
建物	事務所 鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	205.31㎡
	詰所・倉庫	101.25㎡



第59回通常総代会が開催されました

令和2年6月26日（金）午前10時00分より、南木曾会館において第59回通常総代会を開催しました。

今回はコロナウィルスの蔓延防止のため、総数200名の内本人出席40名、書面議決105名、委任状8名の合計153名の出席で、例年に比較して書面議決による参加が多い総代会となりました。

議長に田立下切地区の小幡征海さんを選任して議事が行われ、第1号から第7号議案全てが原案通り承認・決定されました。

組合長あいさつ要旨

新型コロナウイルスによる自粛要請の中、来賓欠席等変則的な総代会開催となりましたが、無事開催出来る事をお礼申し上げます。

令和元年度は概ね計画通りの事業を実施する事が出来、トラブルもなく、黒字決算となりました。

また懸案でもありました事務所の移転も本年2月末に行われ、事務所・詰所・駐車場を集約し組合での所有となりました。森林環境税と森林環境譲与税が決定され令和元年度より南木曾町にも800万円余りが譲与され



挨拶をする藤原組合長



ました。

組合も長野県の『意欲と能力のある林業経営体』の認定を受け、町との連携を強化し、森林整備を進めてまいります。

生産事業において、2,500㎡を超える生産となりましたが、主に町有林・緩衝帯整備・景観整備等であり、民有林の搬出間伐の割合は十分とは言えません。事業の拡大には林道の新設等、新たな計画的投資が必要と考えます。

コロナ禍の中、景気の停滞は避けられず、木材の受け入れの停止や、価格の下落等不安要素は様々です。

組合の新年度重点課題として『新活動方針』を踏まえ、装備の充実と人材の育成を行って参ります。

組合員始め、町民の皆様、関係機関の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

損益計算書

(単位：千円)

I	事業総利益		
	収益	152,174	
	費用	92,287	
	事業総利益		59,887
II	事業管理費		
	人件費	38,708	
	旅費交通費	492	
	事務費	2,604	
	業務費	1,539	
	諸税負担金	1,808	
	施設費	9,093	
	雑費	518	
	事業管理費計		54,762
	事業利益		5,125
III	事業外損益		
	収益	235	
	費用	35	
	事業外損益		200
	経常利益		5,325
IV	特別損益		
	収益	31	
	費用	0	
	特別損益		31
	税引前当期純利益		5,356
	法人税及び住民税		183
	当期剰余金		5,173
	前期繰越剰余金		5,252
	施設設備積立金取崩額		22,093
	当期末処分剰余金		32,518

令和元年度決算の状況

本年度は、異常な気象現象により、大規模な災害が多数発生した年でもありました。特に、10月に発生した台風19号は、各地に人的・建物や公共施設に大きな災害を及ぼし、県内でも千曲川が氾濫し、森林組合系統でも大きな被害がありました。

これからの林業について成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、新たな森林経営管理制度が施行されました。これを推進するため当森林組合では「意欲と能力のある林業経営体」の認定を受けました。持続可能な強い経営体質の構築を目指し、労働災害の防止を図りながらも、引き続きコストの削減、優秀な人材育成、高性能林業機械による省力化を目指しているところであります。

また、3月には長年の懸案でもありました事務所・詰所の移転も終了し、より密な連絡体制で事業推進を図っています。

令和元年度の組合経営につきましては、高性能林業機械による搬出を推進し、2,538㎡と昨年並みの搬出量を確保することができ、決算状況につきましても総取扱計画138,080千円に対して総取扱高152,174千円の実績であり、黒字決算とすることができました。組合員の皆様のご協力、ご支援によるものと感謝申し上げます。

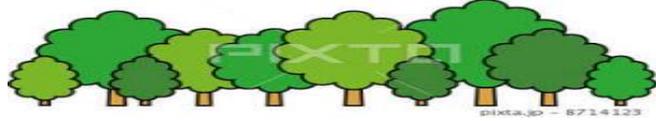
現在、新型コロナウイルスの蔓延が、組合の事業にどのような影響を及ぼすのかについては注視していく必要があります。

令和元年度 森林整備実績

(単位：h a)

事業名	三留野	妻籠	蘭	広瀬	田立	北部	与川	計
間伐	4.57	7.96			5.23		4.77	22.53
搬出		10.86					0.61	11.47
計	4.57	18.82					5.38	34.00

※上記の内、県民税事業で間伐23.14h aを実施した。



令和元年度 剰余金処分案

(単位：千円)

I 当期末処分剰余金	
II 剰余金処分量	32,518
1. 法定準備金	1,500
2. 任意積立金	
1) 施設整備積立金	20,000
3. 出資配当金	
	21,500
III 次期繰越剰余金	11,018

※施設整備積立金の目的

林業機械、機械保管庫等に要する費用に充当するため。

部門別損益

費用

収益

(単位：千円)

部門	金額	摘要	部門	金額	摘要
指導部門	3,141	経営計画、林業技術研修・講習他	指導部門	1,201	町補助、労働財団助成、実費収入
販売部門	27		販売部門	1,201	販売手数料
森林整備	72,628	森林整備費、治山工事費他	森林整備	112,546	町、国有林、電力関係、県公社他
利用	15,018	調査費、病虫害防除費他	利用	35,314	調査収入、松くい虫被害木処理
購買	1,457	売上原価	購買	1,889	事業物資、生活物資売上
金融	16	事業資金借入利息	金融	23	事業資金貸付利息、手数料
小計	89,119		小計	149,772	
合計	92,287		合計	152,174	

貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	176,569	流動負債	20,751
有形固定資産	46,522	固定負債	33,007
無形固定資産	966		
外部出資	2,618	負債合計	53,758
その他固定資産	8,472		
固定資産合計	58,578	資本の部	
		出資金	43,896
		剰余金	137,493
		資本合計	181,389
資産合計	235,147	負債資本合計	235,147

※ 損益計算書、剰余金処分案、部門別損益、貸借対照表については、単位未満四捨五入

新入職員の紹介



細川 康平 (33才) 東京都足立区出身

4月よりお世話になっております細川と申します。

まだまだ分からない事が多いですが日々精進して頑張っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

令和2年度事業計画

運営の基本方針

今年度は、昨年度創設された森林環境譲与税、新たな森林経営システムが始動する年となり、現在は町と広域により意向調査の調整中となっています。当組合では『意欲と能力のある林業経営体』として県から認定を受けており、当該事業の推進を目指しています。搬出間伐と共に、主伐再造等新たな山づくりの時代を迎えますが、持続的な生産林を目指し提案・計画をまいります。

引き続き、新活動方針『森林・林業・山村未来創造運動』の達成に向けて、体制を強化すると共に、健全経営を目指します。

ただ、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国全体の経済活動が停滞しており、木材の市場も先行き不透明な状況下になっております。この様な中にあっても将来の山づくりを見据え、町内森林整備の中核として持続可能な組織として維持していく事が求められます。

コンプライアンス活動に積極的に取り組むと共に、『一に安全、二に安全』『労働災害ゼロ』を、目指し組合一体となり災害・事故防止活動を行います。

🌲🌲🌲🌲 本年度の基本方針 🌲🌲🌲🌲

- 1、技術研修等による職員の人材育成と組織体制の強化
- 2、組合員のための事業拡大
- 3、周辺林業経営体との連携強化
- 4、林業機械導入による搬出間伐の順行軌道化
- 5、新たな山づくりに向けた活動

令和2年度 損益計画

(単位：千円)

事業総利益		
収 益	133,671	
費 用	78,270	
事業総利益		55,401
事業管理費		
人件費	39,500	
旅費交通費	690	
事務費	1,780	
業務費	1,664	
諸税負担金	1,140	
施設費	10,276	
雑費	50	
事業管理費計		55,100
事業利益		301
事業外損益		0
経常利益		301
特別損益		0
税引前当期純利益		301
法人税及び住民税		182
当期剰余金		119
前期繰越剰余金		11,018
施設整備積立金取崩額		3,410
当期末処分剰余金		14,547

令和2年度 部門別損益計

(単位：千円)

収 益		金額	摘要
指 導 部 門		1,148	町補助、労働財団助成
販 売 部 門		1,125	販売手数料
森 林 整 備 部 門	森 林 整 備	99,531	町、国有林、電力関係、県公社他
	利 用	30,300	調査収入、松くい虫被害木処理
	購 買	1,550	事業物資、生活物資売上
	金 融	17	事業資金貸付利息、手数料
小 計	131,398		
合 計		133,671	

費 用

(単位：千円)

費 用		金額	摘要
指 導 部 門		4,178	経営計画、林業技術研修・講習他
販 売 部 門		0	
森 林 整 備 部 門	森 林 整 備	59,700	森林整備費、治山工事費他
	利 用	13,140	調査費、病虫害防除費他
	購 買	1,240	売上原価
	金 融	12	事業資金借入利息
小 計	74,092		
合 計		78,270	

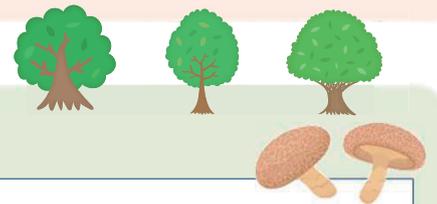
総 収 益	133,671
総 費 用	78,270
事業総利益	55,401

令和元年度はこんな指導を行いました。

「だいどうの森」 森林整備指導

【平成31年4月8日（月）】

三留野天白町有林において、「だいどうの森」の森林整備を大同特殊鋼(株)の新入社員107名による枝打ち作業の指導を行いました。ヒノキの枝を高さ2.0mの高さまで打つ作業を2班に分かれて約1時間行いました。



南木曾中学校シイタケ植菌 作業指導



【平成31年4月24日（水）】

南木曾中学校の新1年生に、今年で26回目となるシイタケ植菌の指導を行いました。残念ながら当日は雨が降ってしまい、屋根のある廊下での作業となりました。ナラの原木100本を1人当たり3本～4本、①原木に穴を空ける場所に印をつける。②ドリルを使い穴を開ける。③シイタケ菌のコマを打ち込む。④菌を打ち込んだ原木を運ぶ。という流れで作業をしました。初めて植菌を体験する子も多くいましたが、少しこわがりながらも楽しみながら協力し、入学して間もない時期に子供たちは連帯をとり良い作業ができました。



第70回長野県植樹祭（木曾町） 植樹指導

【令和1年6月8日（土）】

木曾町三岳の御岳ロープウェイに隣接している黒沢御岳国有林で、第70回県植樹祭『ふるさとの森づくり県民の集い』が開催され約1,000人が参加し、国有林内の2.1haにカラマツの苗木を計5,600本の植樹を行いました。

当日はあいにくの雨でしたが、皆さんは黙々と植樹作業をし、いい汗を流していました。



民有林森林整備の取組みについて

『森林経営計画』による森林整備

令和元年11月15日（金）に向栗畑地区において森林整備の説明会を開催しました。これは『森林経営計画』を樹立し国より補助を受け森林整備を行うもので、5か年を1期とする計画です。今回の計画において対象となる山主さんは37名、内18名の出席があり、計画の必要性・事業の集約化・作業道開設などを説明し、皆様の貴重な意見などをお聞きすることが出来ました。

本事業は令和2年度の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により令和3年度に繰越事業となっております。

今後も森林組合では各所で間伐の必要性・事業の集約化等を検討・計画を立てて参りますのでご協力をお願い致します。



説明会の様子
様々な意見を伺う事ができました。

『みんなで支える里山整備事業』による森林整備

森林組合では現在、第3期目に入っております『長野県森林づくり県民税』を活用して里山整備事業（保育間伐）を進めております。付帯事業として下記の獣害防除事業もご提案させていただきます。



間伐作業前



間伐作業後

獣害防除事業

植林木のクマによる剥皮（樹皮が剥される）被害が以前より全町で確認されています。対策としては、ビニール製の荷造りテープ（PPテープ）を巻く事で被害防止の効果が確認されております。この事業は間伐事業の付帯事業として行くと補助対象となりますので、間伐事業と合わせてご提案させていただきます。

獣害防除事業の参考事業費

□ 胸高直径 平均18cm（処理本数1,000本/haの場合）

① PPテープの場合

事業費 @82,000円/ha 補助金 @74,100円/ha

② 生分解性テープの場合

事業費 @116,800円/ha 補助金 @110,100円/ha

※上記金額は参考です。胸高の平均直径、処理本数に応じて事業費は変わります。ご相談いただければ都度お見積り致します。



6月には町内にて熊の加害と考えられる死亡事故が発生しております。作業等で山に入る際は鈴やラジオなど音の出るものを必ず携帯し、できるだけ音を鳴らしながらの行動をお願いします。また単独行動は避け、複数人で行動し人の気配をクマに意識させるようにしてください。

森林病虫害（松くい虫・カシノナガキクイムシ）防除

今では松やナラが枯れているのを見るのも珍しくないかと思いますが、地球温暖化に伴い年々範囲は広がっているように思えます。松くい虫防除に関しましては被害が北上するのを抑える防波堤の役割を担っているのが南木曽町ですが、大桑村でも一部で発生が確認されております。

また、今年に関してはナラ枯れの被害も多く報告されております。夏なのに葉が紅葉している、木の根本に木の粉（写真②）の様なものが落ちている、といった現象があればカシノナガキクイムシの疑いがあると思われます。

松くい虫防除・カシノナガキクイムシ防除をはじめとする森林病虫害防除事業は、県の補助金に町の予算を入れて実施されています。積極的にこの事業をすすめておりますが、枯れた木の伐倒には大変危険が伴いますので、所有者さんのご理解ご協力をお願いします。



写真①



写真②

※ 松くい虫被害木（写真①）

葉が赤く枯れてきます。やがて木全体が枯れ倒木の危険も伴ってきます。

※ カシノナガキクイムシ被害木（写真②）

木の根元に写真の様な木の粉が落ちているとカシノナガキクイムシがナラに侵入した疑いがあります。

『森林の土地の所有者届出制度』をご存じですか？



届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関らず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

平成24年4月より森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になっております。

□ 適切に森林整備を進めるためです。

適切な森林整備を進めるためには、分散した個々の所有森林の施業を集団的に取りまとめ一括して効率よく行えるようにする集約化が必要となってきます。

集約化するには一緒に施業をするよう森林所有者に働きかけますが、森林所有者が分からないと集約化できず、たとえば間伐等の施業が必要な森林であっても施業を行うことができません。

こうしたことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法の改正によって設けられた制度です。

『森林の土地の所有者届出』はなぜ必要なのか？



森林の立木を伐採するときには届出が必要です！



- ① 立木を伐採するとき、事前に『伐採及び伐採後の造林の届出』
- ② 伐採後の造林が完了したときは、『伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書』を提出することが森林法で義務づけられています。

👉 届出や報告の提出はなぜ必要なのか？

- 市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

👉 誰が提出を行うの？

- 森林所有者や立木を買い受けた者などです。（森林組合で施業の際は森林組合より伐採届を南木曽町へ提出しております）

組合ではこんな作業もしております。お見積り等一度ご相談ください。

道路支障木の処理

生活道路沿いの植林木が大きくなり、冬場に道路の雪が融けない、凍結等で困っている場合など

- 伐採材は事業費の一部と出来る場合もあります。
- 事業は枝打ち・間伐・皆伐等、現地確認の上、ご相談によりご希望の作業方法で対応いたします。



作業前



作業後

住宅周りの支障木の処理

住宅周りで大きくなった植木等の伐採と片付けが出来ないなどお見積りいたします！



作業前



作業後

その他の事業

住宅周り、休耕田の草刈りなど、何でもご相談ください！



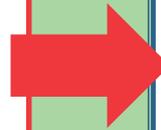
作業前



作業後

こんな時は、組合までご連絡をお願いします。

- 1、組合員の変更手続きが必要です。
 - ① 組合員である方が亡くなったとき (90日以内)
 - ② 組合員である方から山を譲り受けたとき
 - ③ 組合に届け出ている銀行口座を変更したとき
 - ④ 組合に届け出ている住所を変更したとき
- 2、脱退届が必要です。
 - ① 所有する全ての山林を処分したとき



南木曾町森林組合
TEL 0264-57-2383
FAX 0264-57-2509
まずは、お電話でご連絡ください。

お知らせ

★ 山に関する事、木に関する事なんでも組合にご相談ください。